

公益信託認可等に関する審査基準について

令和8年3月26日

千葉県知事決定

千葉県知事が行う「公益信託に関する法律」第7条、第12条及び附則第4条の認可に関しては、「公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン）」（令和7年12月26日内閣府公益認定等委員会決定。当該ガイドラインにおいて参照する「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定）を含む。）を行政手続法第2条第8号ロの審査基準とする。

附 則

この決定は、令和8年4月1日から施行する。